

第12回定期総会議事録

1、日時	令和3年12月6日(金)
2、場所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本委員、2番坪根委員、3番高倉委員、4番白木原委員、5番奥委員、6番田畑委員、8番中原委員、9番石川委員、11番松田委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番梶原委員、15番村上委員、最適化推進委員21名(廣津、前田、長谷川、宮瀬、濱田、武信、村本、浦野、岡崎、尾家、加藤、岩渕、北山、高橋、鷹崎、井上、北村、墓、江島、苅北、新谷)
4、欠席委員	7番多村委員、10番田上委員、黒土推進委員、武本推進委員
5、事務局	福永局長、中春次長、桑島次長、井上
6、議題	別紙議案書のとおり。
7、開会	午後1時30分 開会を宣する。
8、署名委員	5番 奥委員、12番 百留委員
中春次長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中13名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。
中原会長	それでは、只今より令和3年第12回定期総会を開催致します。議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議長	それでは、議事録署名委員を5番、奥委員、12番、百留委員にお願いします。よろしく申し上げます。
議案審議 議第1号 議長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読

議 長	それでは、1番についての報告を高倉委員にお願いします。
3番（高倉）	1番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は3条申請をするということです。審議をお願いします。
議 長	ただいま、1番について高倉委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は承認と致します。それでは、2番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、2番についての報告を奥委員にお願いします。
5番（奥）	2番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は他の耕作者との利用権設定をするということです。審議をお願いします。
議 長	ただいま、2番について奥委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は承認と致します。それでは、3番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、3番についての報告を田畑委員にお願いします。
6番（田畑）	3番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は他の耕作者との利用権設定をするということです。審議をお願いします。

議 長	ただいま、3番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、3番について当委員会は承認と致します。 それでは、4番5番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、4番5番についての報告を浦野推進委員をお願いします。
浦野推進委員	4番5番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後はいずれも他の耕作者との利用権設定をするということです。審議をお願いします。
議 長	ただいま、4番5番について浦野推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、4番5番について当委員会は承認と致します。 それでは、6番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、6番についての報告を尾家推進委員をお願いします。
尾家推進委員	6番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は他の耕作者との利用権設定をするということです。審議をお願いします。
議 長	ただいま、6番について尾家推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	異議なしと認め、6番について当委員会は承認と致します。
議 長	それでは、7番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、7番についての報告を百留委員をお願いします。
1 2 番（百留）	7番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は他の耕作者との利用権設定をするということです。審議をお願いします。
議 長	ただいま、7番について百留委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、7番について当委員会は承認と致します。 それでは、8番9番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、8番9番についての報告を村上委員をお願いします。
1 5 番（村上）	8番9番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後はいずれも他の耕作者との利用権設定をするということです。審議をお願いします。
議 長	ただいま、8番9番について村上委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、8番9番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第2号	農用地利用集積計画（案）について

議 長	<p>議第2号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、審議に入る前に坪根委員、宮瀬推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>坪根委員、宮瀬推進委員退席</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明をお願いします。</p>
農政振興課 (田中)	<p>(農政振興課 担当 説明)</p>
議 長	<p>ただいま、農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、農用地利用集積計画(案)の利用権設定については承認といたします。坪根委員、宮瀬推進委員は、入室ください。</p> <p>坪根委員、宮瀬推進委員 着席</p>
議 長	<p>議第2号農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、審議に入る前に石川委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>石川委員 退席</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政振興課担当より説明をお願いします。</p>
農政振興課 (田中)	<p>(農政振興課 担当 説明)</p>
議 長	<p>ただいま、農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、農用地利用集積計画（案）の所有権移転については承認といたします。石川委員は、入室してください。</p> <p>石川委員 着席</p>
<p>議案審議 議題 3 号 議 長</p>	<p>農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 議第 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、1 番より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局（井上）</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、1 番について、調査の報告を坪根委員をお願いします。</p>
<p>2 番（坪根）</p>	<p>（1 番の申請地の場所について説明） 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、1 番について坪根委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、1 番について当委員会は許可と致します。 それでは、2 番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局（井上）</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、2 番について、調査の報告を高倉委員をお願いします。</p>
<p>3 番（高倉）</p>	<p>（2 番の申請地の場所について説明） 譲渡人と譲受人の間で、生前一括贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。</p>

議 長	ただいま、2番について高倉委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。 それでは、3番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、3番について田畑委員より調査報告をお願いします。
6番 (田畑)	(3番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。審議をお願いします。
議 長	ただいま、3番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。 4番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	橋本委員 退席
議 長	それでは、4番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、4番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。
6番 (田畑)	(4番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。審議をお願いします。

議 長	ただいま、4番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は、入室してください。
	橋本委員 着席
議 長	それでは、5番6番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、5番6番について、調査の報告を田畑委員をお願いします。
6番 (田畑)	(5番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。 (6番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、5番6番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、5番6番について当委員会は許可と致します。 それでは、7番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、7番について、調査の報告を浦野推進委員をお願いします。

浦野推進委員	(7番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、7番について浦野推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。 それでは、8番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議 長	それでは、8番について石川委員より調査報告をお願いします。
9番(石川)	(8番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、8番について石川委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。 それでは、9番10番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議 長	それでは、9番10番について、調査の報告を玉麻委員にお願いします。
13番(玉麻)	(9番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人

	<p>は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。</p> <p>(10番の申請地の場所について説明)</p> <p>譲渡人と譲受人の間で、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、9番10番について玉麻委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、9番10番について当委員会は許可と致します。</p>
<p>議案審議 議第4号</p>	<p>農地転用事業計画変更申請に関する件について</p>
<p>議 長</p>	<p>議第4号農地転用事業計画変更申請に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局(中春)</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>1番について現地調査の報告を田畑委員をお願いします。</p>
<p>6番(田畑)</p>	<p>(1番の申請地の場所について説明)</p> <p>当初、平成10年3月時点で一般住宅用地として、事業計画者が一般住宅を建設する予定だった土地を賃資材置場用地に変更する計画です。雨水は隣接する水路へ放流するので周囲に及ぼす影響はないと思います。ご審議、よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、1番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。</p>

議案審議	
議第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	議題5号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	それでは、1番について、調査の報告を奥委員にお願いします。
5番（奥）	（1番の申請地の場所について説明）
	転用目的は宅地敷地拡張用地です。昭和56年に自宅を建築した際、畑部分にはみ出して建築しており、今回測量して気付いたので、始末書を添付したうえでの追認申請となりました。雨水は隣接宅地の排水を使用します。隣接の農地は申請者の農地のみで、境界もはっきりしていますので、問題ないものと思われます。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、1番について奥委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。
議案審議	
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	議題6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	それでは、1番2番について、調査の報告を廣津推進委員に、お願いします。
廣津推進委員	（1番の申請地の場所について説明）
	転用目的は、所有権移転売買による賃貸共用住宅用地の申請です。生活排水は公共下水道へ接続し、雨水排水は、敷地内で集水し西側水路に放流します。境界杭も確認でき、周囲の同意は得ていますので問題ないものと

		<p>思われます。</p> <p>(2番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は、所有権移転売買による貸家分譲用地(1区画)の申請です。生活排水は公共下水道へ接続し、雨水排水は敷地内に新設するU字溝を経由して放流します。境界杭も確認でき、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われます。審議をお願いします。</p>
議 長		<p>ただいま、1番2番について廣津推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議 長		<p>異議なしと認め、1番2番について当委員会は許可と致します。それでは、3番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局(中春)		<p>議案朗読</p>
議 長		<p>それでは、3番について、調査の報告を橋本委員をお願いします。</p>
1番(橋本)		<p>(3番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は、所有権移転売買による宅地分譲用地(6区画)の申請です。生活排水は公共下水道へ接続し、雨水排水は、敷地内に新設するU字溝を経由して西側市道側溝に放流します。境界杭も確認でき、周囲に農地はないので問題ないものと思われます。審議をお願いします。</p>
議 長		<p>ただいま、3番について橋本委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議 長		<p>異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。それでは、4番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局(中春)		<p>議案朗読</p>
議 長		<p>それでは、4番について、調査の報告を坪根委員をお願いします。</p>
2番(坪根)		<p>(4番の申請地の場所について説明)</p>

		<p>転用目的は、所有権移転売買による一般住宅用地の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水とともに、東側の道路側溝に放流します。境界杭も確認でき、周辺の農地は譲渡人の農地のみなので問題ないものと思われます。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま、4番について坪根委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 それでは、5番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (中春)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>それでは、5番について、調査の報告を高倉委員をお願いします。</p>
3番 (高倉)		<p>(5番の申請地の場所について説明) 転用目的は、所有権移転売買による資材置場用地の申請です。雨水排水は、自然浸透及び、東側水路に放流します。境界杭も確認でき、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われます。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま、5番について高倉委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します。 それでは、6番 7番 8番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (中春)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>それでは、6番 7番 8番について調査の報告を白木原委員をお願いします。</p>
4番 (白木原)		<p>(6番の申請地の場所について説明) 転用目的は、所有権移転売買による賃貸戸建住宅用地(2棟)の申請で</p>

<p>議 長</p> <p>濱田推進委員</p>	<p>す。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水とともに敷地内に新設するU字溝を經由して東側のため池に放流します。境界もはっきりしており、周囲に農地はないので問題ないものと思われます。審議をお願いします。</p> <p>(7番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は、所有権移転売買による一般住宅用地の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水とともに敷地内の既存排水路より南側の排水路に放流します。境界もはっきりしており、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われます。審議をお願いします。</p> <p>引き続き、8番について、調査の報告を濱田推進委員にお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>(8番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は、所有権移転売買による一般住宅用地の申請です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水と共に北側市道側溝に放流します。境界もはっきりしていますので、周囲への影響はないものと思われます。審議をお願いします。</p> <p>それでは、6番7番8番について、それぞれ報告がありましたが、異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p> <p>事務局(中春)</p>	<p>異議なしと認め、6番7番8番について当委員会では許可と致します。それでは、9番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案朗読</p>
<p>議 長</p> <p>5番(奥)</p>	<p>それでは、9番について、調査の報告を奥委員にお願いします。</p> <p>(9番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は、所有権移転売買による駐車場及び倉庫用地の申請です。雨水排水は、自然浸透及び北側と南側の道路側溝に放流します。境界杭も確認でき、周囲に農地はないので問題ないものと思われます。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、9番について奥委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>

全委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認め、9番について当委員会は許可と致します。</p> <p>それでは、10番について、審議に入る前に奥委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>奥委員 退席</p>
議 長	それでは、10番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	それでは、10番について調査の報告を白木原委員をお願いします。
4番(白木原)	<p>(10番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は、所有権移転贈与による事業所敷地拡張用地の申請です。隣接する譲受人が、平成7年頃倉庫を建設した際、隣地に7.71㎡の畑があることに気付かず建ててしまい、今回、始末書を添付したうえでの追認申請となりました。隣接農地の同意は得ており、境界もはっきりしていますので問題ないものと思われます。ご審議、よろしくをお願いします。</p>
議 長	ただいま、10番について白木原委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認め、10番について当委員会は許可と致します。</p> <p>奥委員は入室をお願いします。</p> <p>奥委員 着席</p>
議案審議	
議案第7号	非農地証明願に関する件について
議 長	議第7号の非農地証明願に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読

議 長	ただいま、事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第8号	その他について
議 長	議題8号その他について事務局より説明をお願いします。
福永局長	農業委員会等に関する法律第二十三条に基づく辞任者(案)、農地利用最適化推進委員の武本 守生氏、辞任についての説明。
議 長	それでは、農地利用最適化推進委員の武本 守生氏、辞任について、異議はございませんか。
(全委員)	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、農地利用最適化推進委員の武本 守生氏、辞任に関する件について当委員会は承認と致します。 つぎに、東部地区の農地利用最適化推進委員、欠員補充の件について、全委員の意見をお聞かせください。
6番(田畑)	今後は、東部地区の残った農業委員及び農地利用最適化推進委員で協力して一人欠員状態のままで、農業委員会活動してもよいですか。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	東部地区を担当する全委員で欠員に対する役割分担をすれば、一人欠員のままで、農地法は、問題ないと思われま。異議はございませんか。
(全委員)	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、農地利用最適化推進委員の補充の件について当委員会は承認と致します。

福永局長	(別紙議案のとおり)
議長	<p>それでは総括を進めたいと思います。</p> <p>議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議題2号、農地利用集積計画(案)について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議題3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第4号、農地転用事業計画変更申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議題5号、農地法第4条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議題6号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議題7号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議題8号、その他について、当委員会は承認といたします。</p> <p>以上でございます。長い時間審議ありがとうございました。 以上を持ちまして、第12回定期総会を閉会いたします。</p>